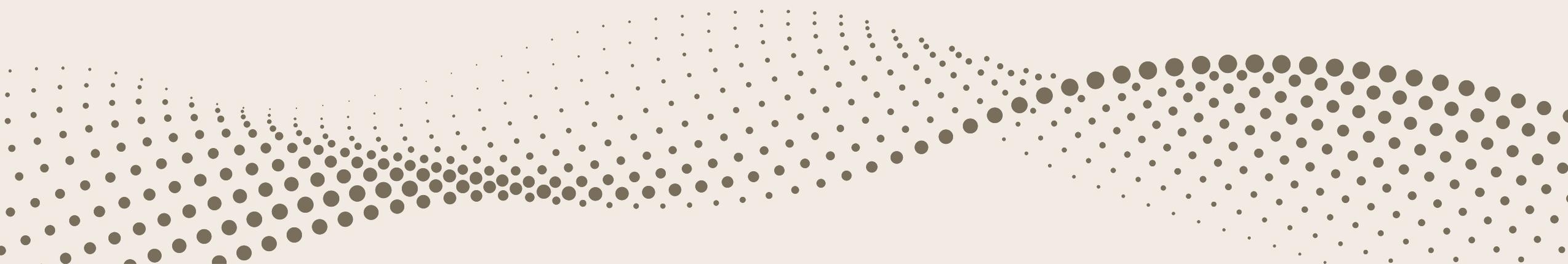


第4回生活保護システム等標準化検討会 -事務局資料-

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準仕様書改定
に向けた調査研究等一式

2025/11/5



第4回生活保護システム等標準化検討会 次第

<日時・場所>

令和7年11月5日（水） 14:00～16:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 第7回全国意見照会の実施方針
2. 未来の業務のあり方WTの検討状況（情報共有）
3. 自治体標準化移行状況調査の結果（情報共有）
4. 標準化PMOツールへの問い合わせ対応状況（情報共有）

III. 閉会

<配布資料>

- 資料1 第4回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料（本紙）
- 資料2 標準仕様書2.3版 改定案（機能要件・帳票詳細要件・帳票レイアウト）
- 資料3 全国意見照会資料一式（回答票等）

1. 第7回全国意見照会の実施方針



1. 第7回全国意見照会の実施方針

1.1. 標準仕様書2.3版改定内容

- 標準仕様書2.3版の改定において、標準化PMOツールを通じて寄せられた意見に基づく修正、生活保護業務独自の納付書レイアウトの定義を行いました。納付書レイアウトは、**生活保護システムベンダの様式を基に整理し、各金融関係団体に照会した結果問題ないと回答された様式**としております。
- 以上の点を踏まえ、納付書レイアウトに係る全国意見照会では、他の仕様の改定で実施するような意見照会でなく、**本レイアウトでは運用ができない等の重篤な問題が生じる場合のみの意見を収集する形式で全国自治体より承認を得たい**と考えております。
- このように進めることについて、ご意見や懸念される事項等を確認させていただきます。

標準仕様書2.3版 改定内容

① 生活保護業務独自の納付書レイアウト定義

- レイアウト定義にあたっては、昨年度の検討会オブザーバーベンダ各社の帳票レイアウト、および、オブザーバーベンダからの**複数自治体に共通した業務運用上の意見を参考に作成**
- また、ゆうちょ銀行等の金融関係団体に対して、**金融機関窓口等で取り扱う場合に問題が無いことを確認済**

② 標準化PMOツールの意見に基づいた機能要件等の修正

※修正内容には、令和7年10月末時点で公開している正誤表に掲載した誤字・脱字等の軽微な修正も含んでおります。

納付書レイアウト

- 金融関係団体との複数回の事前協議を踏まえて、納付書レイアウト（マル公・カク公）を以下のとおり定義しております。

The image displays two versions of a payment slip layout side-by-side. The top version is for 'マル公' (Municipal) and the bottom version is for 'カク公' (Prefectural). Both layouts are divided into several sections: '発行自治体名称' (Issuing Local Government Name), '加入者情報' (Addressee Information), '納入通知書' (Payment Notice), and '領収証' (Receipt). The 'マル公' layout includes fields for '加入者名', '口座番号', '納付額', and '納付区分'. The 'カク公' layout includes '加入者名', '口座番号', '納付合計金額', and '納付区分'. Both layouts also include sections for '納入通知書' (Payment Notice) and '領収証' (Receipt). The '領収証' section includes fields for '氏名' (Name), '住所' (Address), and '納付額' (Payment Amount).

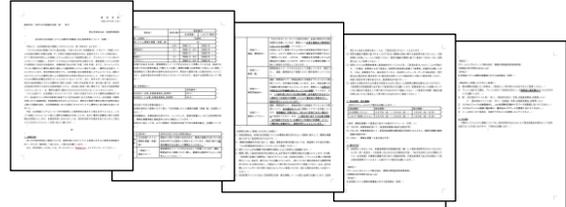
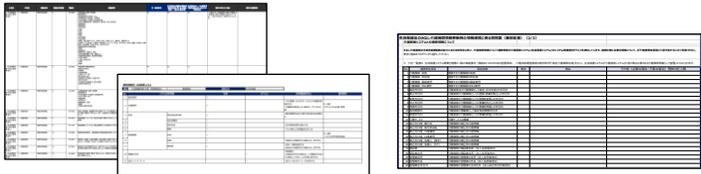
1.第7回全国意見照会の実施方針

1.2. 照会資料

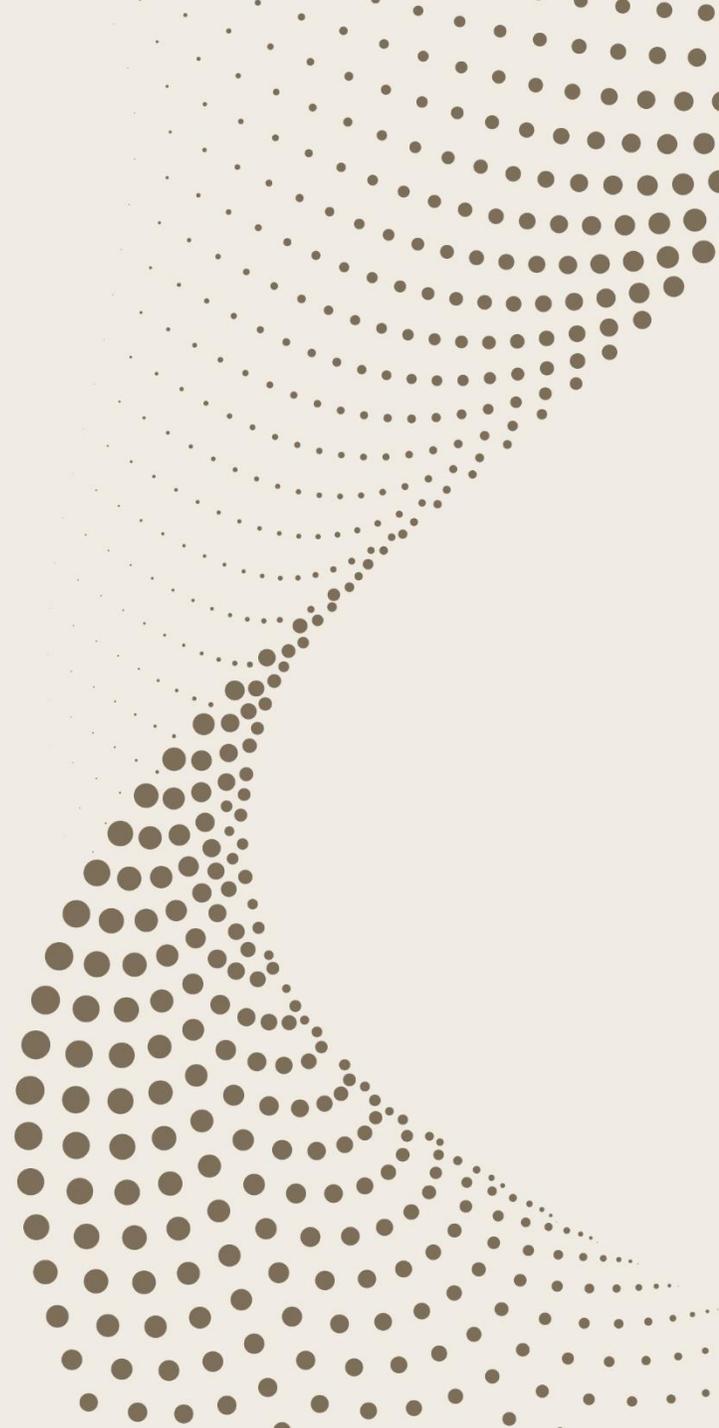
- 今年度の全国意見照会では、事務連絡、生活保護システム標準仕様書2.3版（案）回答様式、全国意見照会QA集を自治体に配布します。

資料名称・イメージ

資料概要

<p>事務連絡</p>		<ul style="list-style-type: none"> 意見照会の目的、依頼事項、照会期間、提出方法、問い合わせ先等を記載した資料
<p>意見対象</p>		<ul style="list-style-type: none"> 意見照会の対象となる資料 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活保護システム標準仕様書2.3版（案） （機能要件・帳票詳細要件）
<p>回答様式</p>		<ul style="list-style-type: none"> 記入欄、記入方法等を整備した回答用の資料
<p>全国意見照会 QA集</p>		<ul style="list-style-type: none"> 今年度の第6回全国意見照会で寄せられた意見・質問に対する回答集の資料

2. 未来の業務のあり方WTの検討の進め方



2. 未来の業務のあり方WTの検討の進め方

2.1. 検討の進め方

- 第1回WTで、事務処理効率化およびCWの知識面サポートのための業務効率化・改善の手段について、実現性を確認した上で議論することが望ましいという意見を頂きました。
- 意見を踏まえて、第2回WT以降では業務効率化・改善の手段の実現における留意事項を整理したうえで、各テーマごとに業務効率化・改善の手段の議論、標準仕様書の具体的内容に関する検討を行っております。

第1回WTで頂いた意見

下記の意見を頂いたため、事務局にて改めて業務効率化・改善の手段の実現性における留意事項を整理することとなりました。

【意見内容】

- 実現可能性の高い業務効率化・改善の手段について議論が出来るように、手段の実現における生活保護制度面やシステム面での留意事項を事前に整理することが望ましい

第2回WT以降の進め方

- ① 留意事項を踏まえ、事務処理効率化およびCWの知識面サポートのために、実現性のある業務効率化・改善の手段について議論
- ② 業務効率化・改善の手段を実現する場合に、標準仕様書（機能要件・帳票要件等）へ追加する内容、変更する内容の検討

2. 未来の業務のあり方WTの検討の進め方

2.2. 業務効率化・改善のコンセプトの実現における議論対象

- WTでは業務効率化・改善のコンセプト「ケースワーカーの育成・被保護者に向けた対人援助へのシフト」の実現に向けて、業務の手続きや処理のシステム化について議論を行っています。
- システム化にあたり生活保護実施要領や関係通知の内容を変更する必要がある場合は、実施要領や関係通知の手続きや処理に関する記載内容の変更点について、議論を行うことも想定しております。

効率化・改善のコンセプト

ケースワーカーの育成・被保護者に向けた対人援助へのシフト

時間の減少

他機関や庁内他部署に対する照会・情報収集

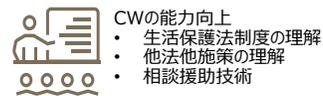


訪問準備・定型的事務処理

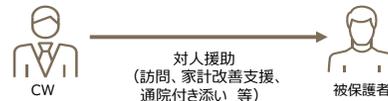


時間の増加

CWの育成



被保護者に対する対人援助



WTの議論対象

効率化・改善のコンセプト実現のために、業務の手続き・処理の進め方などのシステム化の方法・内容について議論を行います。

システム化の方法

- ① 生活保護システムの機能や帳票等の変更・追加
(機能の実装区分の変更については議論しないことを想定しています。)
- ② 外部ツール・外部システムの活用内容

※システム化の実現にあたり、業務の手続きや処理の進め方などの業務のやり方に関する部分の実施要領や関係通知の記載の変更点について議論することも想定しています。

なお、システム化の実現にあたり、他法・他施策の法律・関係通知等は議論対象としない想定です。

2. 未来の業務のあり方WTの検討の進め方

2.3. WTのテーマ（実施状況）

- 業務効率化・改善の手段の実現方法について各テーマごとに議論を行っております。
- 第3回WTまでにおいて、面接相談、訪問、生活保護の決定処理、各種調査のテーマについて議論を実施しました。

テーマ	概要
<ul style="list-style-type: none"> 面接相談 訪問（初回・定期） <p>7月30日 第1回WT実施 9月12日 第2回WT実施</p>	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 面接相談記録作成、訪問準備や訪問後のケース記録作成などの定型的事務処理 面接相談や訪問（初回・定期）実施時における被保護者への法制度等の説明 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の決定処理 各種調査 <p>10月16日 第3回WT実施</p>	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規の生活保護申請における決定処理、各種調査（預貯金や保険情報の照会・扶養照会・年金情報や他法情報の照会等）や照会、他機関との情報連携、生活保護申請（変更）に基づく定型的な保護決定処理 生活保護の決定における他法他施策の理解、保護費計算方法の理解 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 医療扶助・介護扶助 就労・自立支援 <p>次回 第4回WT議論予定</p>	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療券や介護券の発券等における定型的事務処理 医療機関や介護機関への照会方法・情報連携 医療扶助制度・介護扶助制度の理解、医療扶助と介護扶助における他法他施策との関係性の理解 就労・自立支援における支援対象者の選定 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 経理・返還金・債権管理 	<p>①留意事項を踏まえ実現性のある業務効率化・改善の手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 経理・債権管理における事務処理 返還金や徴収金の決定および算定処理 <p>②標準仕様書に追加する内容、標準仕様書を変更する内容の意見収集（書面開催）</p>

※4テーマの議論が終わった後に、WTの総括の議論を参加者の皆様と行う想定です。

2. 未来の業務のあり方WTの検討の進め方

2.4. WTの議論内容（概観）

- 前項の各テーマごとに、昨年度のWTで挙げた問題点を解決するための業務効率化・改善の手段について、手段の内容、他の手段の有無、現場運用に手段を落とし込むことが可能か等について、議論を行っております。
- なお、議論にあたっては、生活保護業務を行う上での前提となる国の法律・ガイドラインの内容を逸脱しないこと、生活保護業務の効率化であるため、生活保護法以外の他法・他施策に影響を及ぼさない範囲での検討を行うことに留意しております。

議論内容

✓ 事務局の提示した業務効率化の手段（生活保護システムへの機能追加・外部ツールや外部システムの活用）について、以下の事項を議論

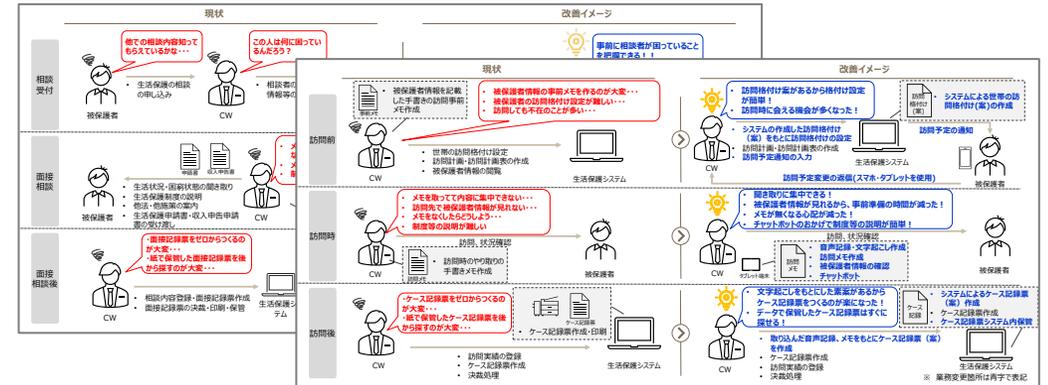
- ① 現場運用に落とし込むことが可能か
- ② 現場運用に落とし込んだ際に効率化に繋がるか
- ③ 他の業務効率化の手段が想定されるか

※以下を留意事項として議論を実施しております。

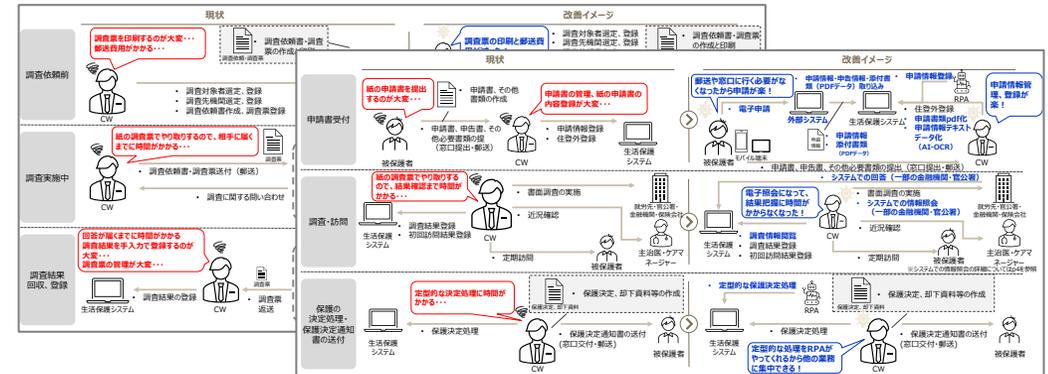
- ① 生活保護業務を行う上での前提となる法律・ガイドライン（生活保護法・情報提供ネットワークシステムに関する規定・総務省情報セキュリティポリシー等）を逸脱しないこと
- ② 生活保護業務以外の他法・他施策に関する法律等に影響を及ぼさないこと

WT資料（※WT資料のうち業務変更イメージ図のみ掲載）

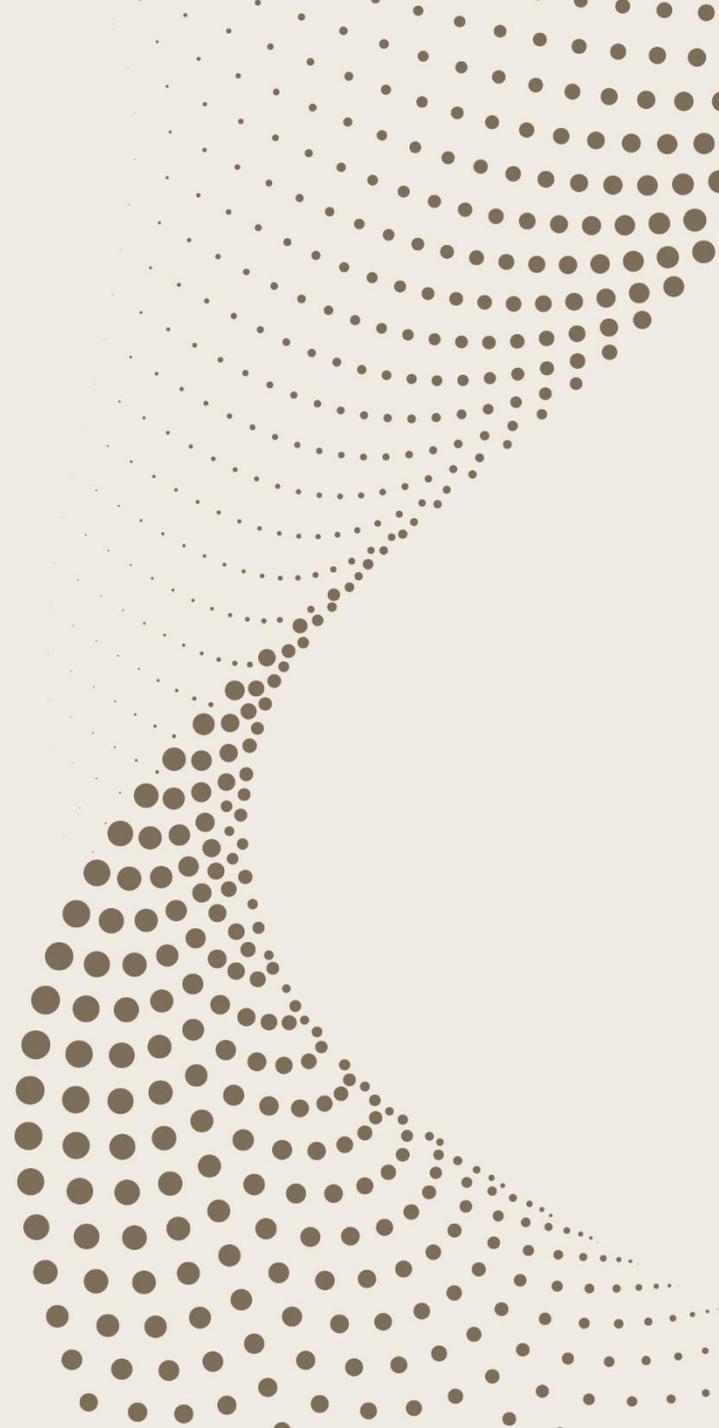
✓ テーマ：面接相談・訪問（初回・定期）



✓ テーマ：面接相談・訪問（初回・定期）



3.自治体標準化移行状況調査の結果（情報共有）

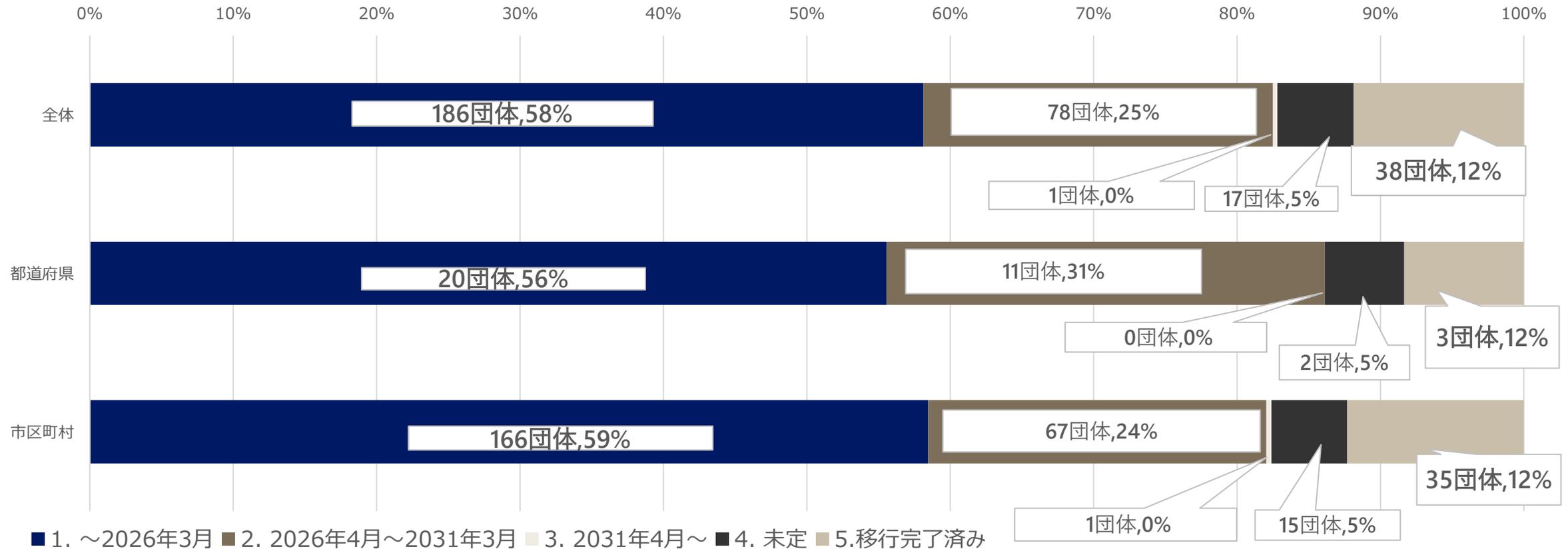


3.自治体標準化移行状況調査の結果（情報共有）

3.1. 標準化移行時期の状況

- 前回の全国意見照会の際に実施した自治体標準化移行状況調査について、福祉事務所のある自治体を対象にして調査を実施し、320の団体（都道府県36/47、市区町村284/861）から回答を得ることが出来ました。
- 回答のあった自治体における移行状況としては、**都道府県、市区町村で状況に大きな差異はなく、約60%の自治体が令和7年度末までの移行が可能であり、約10%の自治体は既に移行済み**という回答状況となりました。

自治体全体、都道府県、市区町村の移行時期

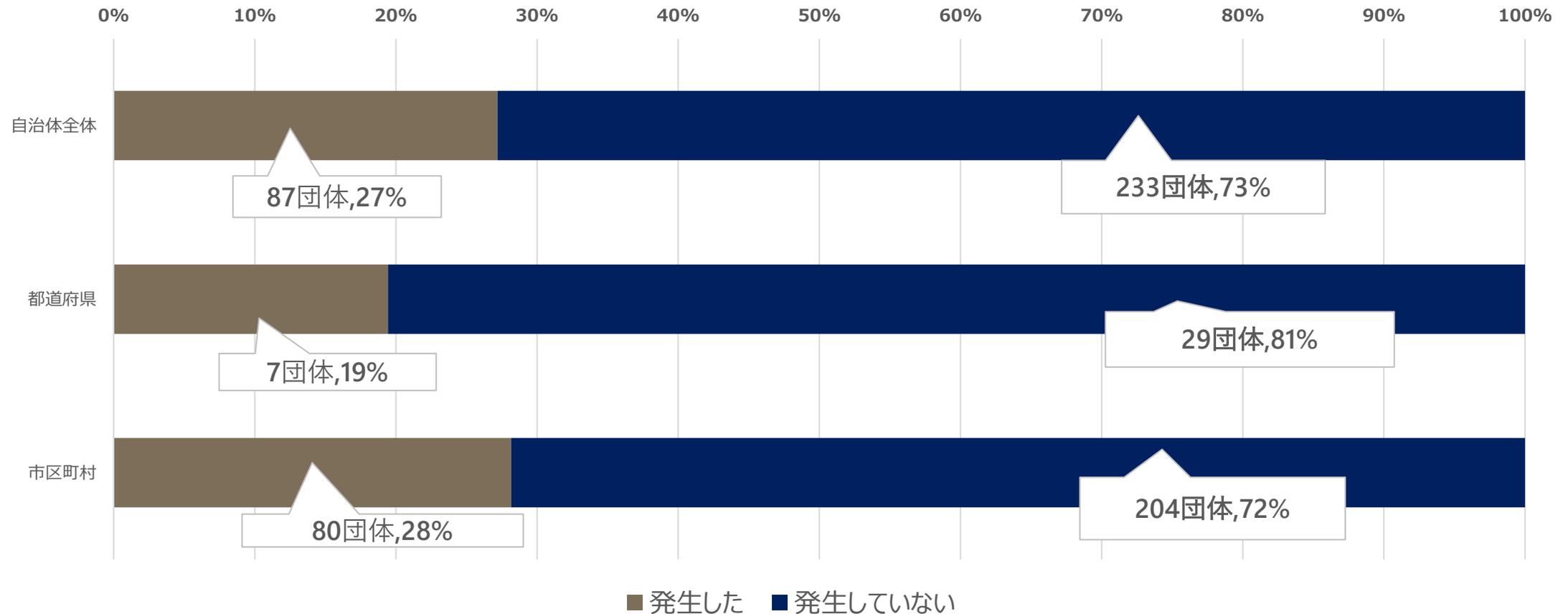


3.自治体標準化移行状況調査の結果（情報共有）

3.2. 標準化移行における問題発生状況

- 回答のあった自治体において、標準化移行の中で**問題が発生したと回答した自治体は、320団体中87団体（約27%）**でした。
- 自治体規模別で見ると、都道府県では19%（7/36）の自治体、市区町村では28%（80/284）の自治体が問題が発生しているという回答状況となりました。

自治体全体、都道府県、市区町村の問題発生状況

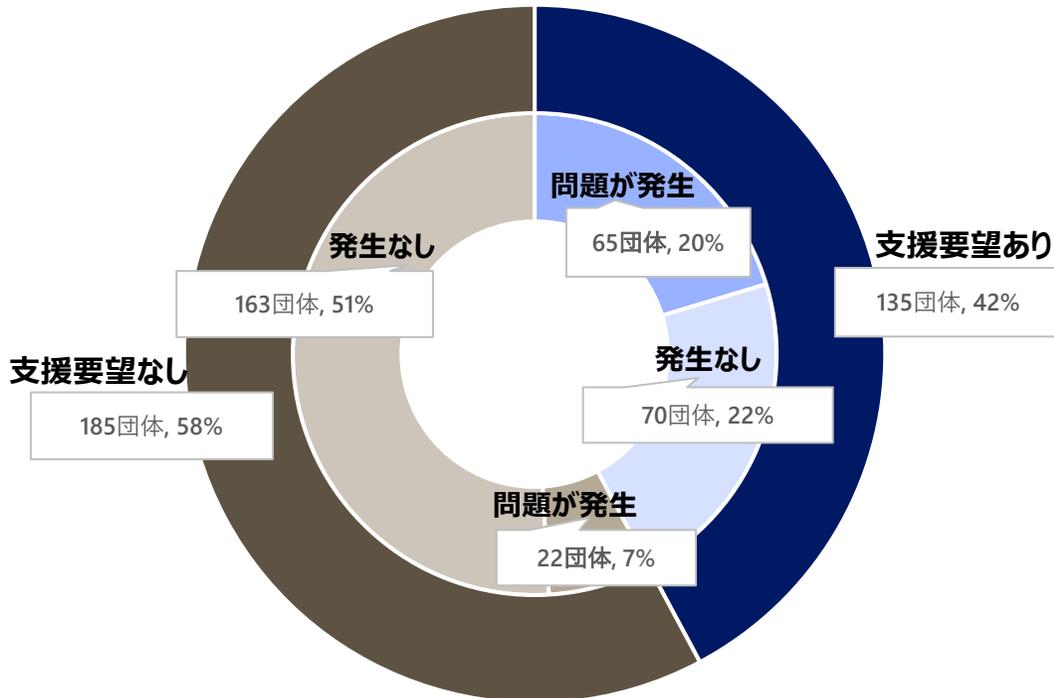


3.自治体標準化移行状況調査の結果（情報共有）

3.3. 標準化移行における支援要望状況

- 回答自治体が厚労省に対し何らかの支援を要望している自治体については、42%（135団体）であり、そのうち、実際に問題が発生したと回答されている自治体は20%（65団体）という状況です。
- 支援の要望が無いと回答した自治体は58%（185団体）でした。そのうち、要望はないものの問題が発生している自治体は7%（22団体）であり、この団体については何らかの方法にて問題を解決されたものと推察しています。
- 現在、これらの自治体からの支援要望に対し、デジタル庁等が実施している支援（PMOツール、標準化全体の事例集等）を鑑みたくて、生活保護業務特有の問題に対応するための支援策を検討しています。

回答自治体における支援の要望状況



自治体支援に向けての検討の方向性（現時点での案）

生活保護業務の標準準拠システム導入に係る、“生活保護”特有の事例について、共有するための事例集を作成する

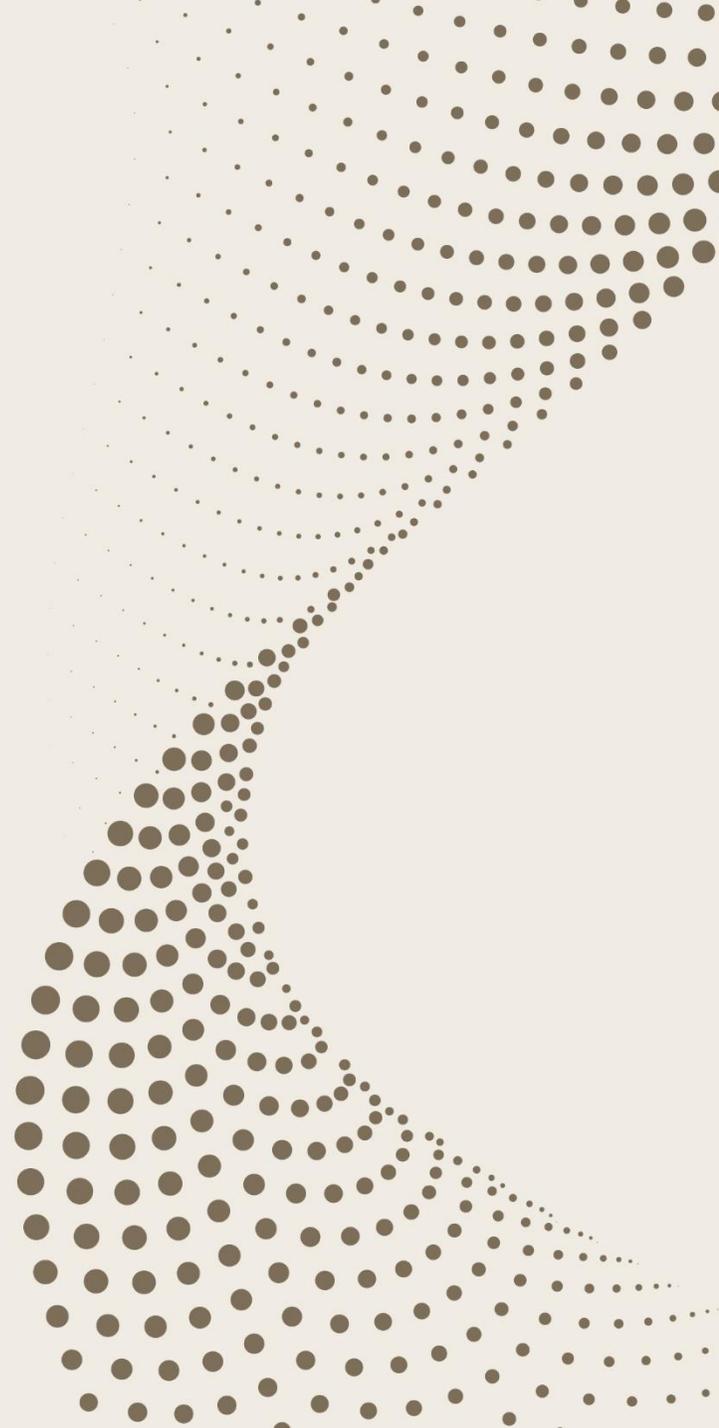
- ✓ 生活保護業務における標準準拠システム導入時に問題が生じた団体や生活保護システムベンダへの確認（ヒアリング等）を通じ、効果的な取組についての情報を収集
- ✓ 当該情報の中で、生活保護業務特有の課題や問題等への対策に関わる要素を取りまとめ、事例集として公開

留意している事項

- 公開時期を鑑みて、令和8年度以降に移行することを検討している自治体を主たる対象として想定
- デジタル庁等が公開している事例集と重複する内容は除外（推進に係る組織体制、移行に向けた計画作成等）

■ 1. ある ■ 1. 発生した ■ 2. 発生していない ■ 2. ない ■ 1. 発生した ■ 2. 発生していない

4.標準化PMOツールへの問い合わせ対応状況（情報共有）



4.標準化PMOツールへの問い合わせ対応状況（情報共有）

4.1.標準化PMOツールへの問い合わせ対応状況

- 自治体や各システム開発事業者から頂いている質問・回答内容の一覧表について、厚生労働省所管のHP上で公開しているものを更新いたしましたので情報共有を行います。
- 令和7年10月末時点で合計362件の質問事項を頂いており、そのうち330件について回答対応を完了しております。

標準化PMOツール一覧表

標準化PMOツール（マージ版）

シート番号	質問者	業務名	質問カテゴリ	課題名	課題内容	PMOツール開発内容
270	自治体	生活保護	標準仕様書	標準仕様書1.1版への更新について	生活保護システム標準仕様書は、8月末に第1.0版が公表されました。複数のシステム事業者から、「年度末に第1.1版への改定が予定されているという話を聞いています。第1.0版ベースでFit&Gap分析を始めていますが、改定で大幅な変更を行うような作業が無視になってしまいます。どのような課題が積み残されてお、1.1版で変更になる可能性が高い内容をご教示ください。確定直前に開催された8月末の検討会資料でそのあたりが記載されているものと推察いたします。遅やかに公表いただければ幸いです。	令和4年8月に標準仕様書1.0版が公表され、令和5年3月に標準仕様書1.1版が公表されています。今後は、令和5年3月での標準仕様書2.0版の公表が予定されています。 2.0版の改定内容としては、以下を想定しております。 ・機能要件・構築要件・構築レイアウトの変更 ・機能要件の分割に伴う機能IDの再付番 ・指定要件の追加 ・オンライン資格確認に関する機能要件の追加
300	自治体	生活保護	標準仕様書	他システム連携について	機能要件(8.1他システム連携)・機能ID0210829に「個人住民税システムに、個人住民税情報を照合できること。」とあります。その他項目でも「照合できること」とあり、下記コメントをいただきました。 イメー①：生活保護システムに税情報を取り込み、生活保護システム内で個人住民税情報照合画面で確認する。 イメー②：生活保護システムから個人住民税システムを起動させるボタンがあり、個人住民税システムの画面で確認する。 参照情報の設定の仕方と関係するかが照合できること)のイメーをご教示ください。	システムの実現方法は、ベンダによって異なる点がございます。参考としてデジタル庁が公開している、データ要件・連携要件の標準仕様書_総論に以下の記載がありますので、システム実装時にご活用ください。 ■データ要件・連携要件の標準仕様書_総論p.23 記載内容 3.4 連携技術仕様 機能別連携仕様が規定するデータ連携は、「3.2 機能別連携仕様」の連携方法に準ずる。ファイル連携の場合は、原則、差分連携とするが、事業者と地方公共団体の判断で全件連携とすることも可能とする。 (1) REST による公開用 API 連携 標準仕様システムは、当該標準仕様システムにおける機能別連携仕様に応じた、照会先のシステムの公開用 API を呼び出し、データを取り込む。 (2) ファイル連携 提供側の標準仕様システムは、別に指定するフォルダに、提供するデータを保存したファイルを格納する。 照会側の標準仕様システムは、別に指定するフォルダに照会するデータを取りに行く。
626	自治体	生活保護	その他	標準化対象業務につきまして	本席では、生活保護システム標準仕様書の表1-1 生活保護業務の整理ご記載の記載の「医療扶助」につきまして、「医療扶助システム」というシステムを使用しております。この「医療扶助システム」につきましては、生活保護システムとは別のシステムとして標準化対象となりますでしょうか。または、生活保護システムに含まれる形となりますでしょうか。	貴自治体においては、医療扶助業務を「医療扶助システム」という独自システムを用いて行っている旨を認識しました。医療扶助システムは、自治体独自のシステムという認識であるため、標準化対象とはならない認識です。 機能要件をご覧いただければと思いますが、医療扶助業務については、生活保護システムに含まれている認識です。
1059	自治体	生活保護	標準仕様書	修正履歴付き標準仕様書の提供について	令和5年3月31日に生活保護システム標準仕様書1.1版が公表されましたが、修正履歴付きの標準仕様書もご提供いただけますでしょうか。	令和5年3月31日に生活保護システム標準仕様書1.1版とそれ以前に公表された生活保護システム標準仕様書1.0版との違いについては、1.1版公表の際に見直し済みの媒体を併せて公表しているため、そちらでご確認ください。 また、標準仕様書1.1版からの変更箇所把握が必要であるとのことであれば、令和5年度末に公開予定の生活保護システム標準仕様書2.0版においては、修正履歴付きの標準仕様書の提供を検討します。
1343	自治体	生活保護	標準仕様書	自治体種別②-③について	機能-構築要件1.1版にて追加された「自治体種別②-③」について、Fit & Gapを効率的に行うために、御指示願います。 ①都道府県 ②自治体中で複数の福祉事務所の管轄（政令指定都市、一部の中核市等） ③自治体中で単一の福祉事務所を管轄（例：①以外の市町村） ここで、①の想定、②の単一は、保護実施機関の数を指すのでしょうか。 ※当該は種別のうち、③に該当しますが、保護実施機関の数は②の形態です。	保護実施機関の数を示すと認識しております。 しかし、自治体種別については、標準仕様書本編の記載において、各自治体は自治体種別の類型を、自治体の業務の実情に基づいて選択することを可能にしているため、②と③のどちらを選択いただいても問題ありません。
1357	自治体	生活保護	標準仕様書	「別紙1」業務フローのExcel等の編集可能なデータ形式での提供依頼について	標準仕様書の「別紙1」業務フローについて、現状PDFでの提供がなされているが、Excel等の編集可能なデータ形式での提供をお願いしたい。Fit & Gap作業を行う過程で、標準仕様書と現行業務のフローの違いを示した資料を作成するにあたり、データでの編集が必要であるため、緊急にお知らせいたします。	Fit&Gapの作業を行う過程で、編集可能なデータが必要旨を認識しました。 標準仕様書「別紙1」業務フロー」について、次版の改定の際にExcel形式での提供を行うことを検討します。
1708	自治体	生活保護	標準仕様書	標準仕様書へ電子公印を印字する際の透かし機能について	・標準に印字する電子公印について、標準仕様書には、「使用できること」「印字できること」といった記載はありますが（ex.「児童扶養手当システム 機能ID0200016、0200022、0200118」「生活保護システム 機能ID0210880、0210937」等）、「透かし機能（代表者氏名に重ねて印字する際に、物理的な押印と同様に、氏名が透かしにならないよう電子公印の空白部分を透過させる機能）」の記載がありません。この機能が実装できない場合、例えば代表者が氏名の用紙に代わった際、電子公印が氏名を透かしし印字できない、といったことが想定されます。つきましては、以下の点についてご教示いただけますでしょうか。 Q：電子公印の透かし機能について、以下のとおり該当しますでしょうか。 ①標準仕様書に記載があり、実装可能である。（この場合、どこに記載があるかご教示ください。） ②標準仕様書に明記はされていないが、「印字できること」の中で読める等、標準仕様書の解釈の範囲で実装して差し支えない。 ③標準仕様書に記載がなく、実装不可である。	②に該当すると認識しております。 システムの実現方法については、システム実装時にベンダとご調整いただくことを想定しております。

公開先HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seiho_me.html

Build Beyond As One.®



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。